②　法第六条の三第三項に規定する厚生労働省令で定める者は、里親、保護を適切に行うことができる者として市町村長が適当と認めた者その他の保護を適切に行うことができる者とする。	（新設）

附　則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第二百七号

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係政令の一部を改正する政令（令和二年政令第三百六十七号）の施行に伴い、並びに労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第百二十六号）を実施するため、並びに労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（昭和三十一年政令第二百四十八号）第十四条の五第二項（同令第三十三条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十九条及び第三十四条の規定に基づき、労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

厚生労働大臣　田村　憲久

労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則の一部を改正する省令

労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則（昭和三十一年労働省令第十七号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第五号の二まで及び様式第九号から様式第十三号までの様式中「㊞」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（様式に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○農林水産省・国土交通省令第四号

市民農園整備促進法施行令（平成二年政令第二百七十二号）第二条の規定により読み替えて準用する土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）第七十四条の規定に基づき、市民農園整備促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

農林水産大臣　野上浩太郎

国土交通大臣　赤羽　一嘉

市民農園整備促進法施行規則の一部を改正する省令

市民農園整備促進法施行規則（平成二年農林水産省・建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊞」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○経済産業省令第八十八号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の規定に基づき、経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を定める。

令和二年十二月二十五日

経済産業大臣　梶山　弘志

経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年経済産業省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（電子情報処理組織による申請等）	（電子情報処理組織による申請等）
第四条　［略］	第四条　［略］
2　［略］	2　［略］
3　申請等を行う者は、次の各号のいずれかの方法により申請等を行わなければならない。	3　申請等を行う者は、次の各号のいずれかの方法により申請等を行わなければならない。
一・二　［略］	一・二　［略］
三　第一項の規定により入力する事項を電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）により送信する方法	［新設］
4～8　［略］	4～8　［略］
9　申請等を行う者が、第三項第三号の方法により申請等を行うときは、行政機関等は、当該申請等を行う者に係る氏名又は名称その他必要とされる事項について、事前に、電話又は口頭により当該申請等を行う者から聴取すること、当該申請等を行う者に申告させることその他当該申請等を行う者を確認するための措置を行うことにより、当該申請等を行う際に使用される電子メールアドレス（特定電	［新設］